

# 静岡県は いじめ から子どもを守る「条例(きまり)」をつくりました。

いじめとはどんなことでしょうか。いじめとは、相手が「いやだなあ」とか「苦しいなあ」と心や体に苦しみや痛みを感じることをいいます。

静岡県では、いじめから子どもを守るために「条例(きまり)」をつくりました。その一部を紹介します。条例(きまり)を確かめ、ふだんの生活の中で、いじめがおこらないようにしましょう。

## いじめとは(第2条)

- ・いじめとは、相手のところやからだに苦しみや痛みを感じさせることです。
- ・インターネット、メールを使って、相手のところをきずつけることもいじめです。

## いじめをなくすために(第3条)

- ・安心して生活できるよう、自分も友達も大切にし、相手を思いやって生活しましょう。
- ・学校、家族、地域の人と、いじめられている子どもを守りましょう。

## いじめの禁止(第4条)

- ・いじめはぜったいにしてはいけません。
- ・いじめられたり、いじめを見つけたりしたときは、先生、友達、家族などに伝えましょう。

## 学校の役割(第7条)

- ・いじめが起こりにくい学校をつくれます。
- ・いじめがあったら、すぐにやめさせます。

## 保護者の役割(第8条)

- ・自分を大切に思う気持ちや相手を思いやる気持ちを育てます。
- ・子どもをいじめから守ります。
- ・いじめが起こらないように、学校と協力します。

## 相談しやすい場所づくり(第12条)

- ・県や市、町などは、いじめについて安心して相談できる場所をつくれます。

## ネットいじめの防止(第13条)

- ・ネットいじめがなくなるよう、インターネット・メールなどを使うときの約束を教えます。

みんなでできようりよくして「いじめ」をなくそう!



## いじめについて考えてみましょう

こんなことはありませんか。

冷やかされる・からかわれる  
いやなことを言われる



仲間はずれにされる  
集団で無視される



ぶつかられる  
遊ぶふりをしていたたかれる



恥ずかしいことをさせられる  
危ないことをされる



お金を渡すように言われる・物をぬすまれたりかくされたりする



スマホやパソコンで悪口を書かれる



## 相手の気持ち、考えたことある?

いやだなあ



見てただけだよ!  
わたしは関係ないよ!



こんなことされてくるしいよ...



だって、相手がいや  
だと言わないし...  
おもしろいし...

上の絵にががれていることは、「いじめ」に当てはまります。自分の行動をよく考えて、友達を大切にしよう!

